今年度、年金特別徴収が も、翌年度にまた年金特別 となった場合は、年金特別 となった場合は、年金特別 となり、10月から年金特別 されます。(表参照) されます。(表参照)

十金特別徴収が中止される。

が再開船がある。

特別徴収初年度・再開の方

特別徴収2年目以降の方

別

申請期限/12月末まで

いては表のとおりです。

要する経費

事業名

下刈り

枝打ち

実施しています!

対象/次の要件をすべて満たす方

経 費

雑草木の除去を行う

林木の枝葉の除去に

不用木の除去、不良

木の淘汰、搬出に要

事業に要する経費

徴収方法

年金支給月

徴収税額

年金支給月

徴収税額

いただきます。 ・特別徴収対象の年金が支給停止と ・介護保険料の年金特別徴収が中止と なった場合 ・年度途中で住民税の額に変更があっ ・年度途中で住民税の額に変更があっ ・毎下区町村へ転出、あるいは死亡し ・他市区町村へ転出、あるいは死亡し た場合 ・その他、年金特別徴収が困難と認め られた場合

普通徴収(納付書等)

-----年税額の4分の1ずつ

額の3分の1を本徴収します。

上半期(仮徴収

6月

前年度の下半期分の額の3分の1ずつ

(原則、前年度2月と同額)

林整備補助事業

①寄居町に森林を所有する方、または寄居町の森林で造林をしている方

町基準額(参考)

10アール(畝) 当たり

15,900円

25,900円

21,700円

②補助金を申請する時点で町税を滞納していない方(町税の滞納のない旨の証明書が必要です)

補助率

毎年度町が定

める基準額の

10分の9以内

補助対象事業/森林の下刈りや枝打ち、除間伐です。規模は5アール(畝)以上で、林齢や間伐率等の基準につ

事業規模

5アール

(畝)以上

6月

8月

・い収徴

収(納付書、または口座に徴収が中止となり、未徴からうな場合は、年年金特別徴収の中止につ

6口座振替)で納は、年金からのは、年金からのは止について

が特別

8月

します

上半期分を普通徴収(納付書等で支払う方法)で6月と8月に納めていただき、下半期分を特別

上半期の年金支給月(4月・6月・8月)は、前年度の下半期の特別徴収税額の3分の1ずつを仮徴収します。 下半期の年金支給月(10月・12月・2月)は、年税額から当該年度上半期の特別徴収額を差し引いた

10月

対象林齢

5年生以下

11年生以上

30年生以下

徴収で納めていただきます。具体的な特別徴収額については納税通知書の3頁をご覧ください。

10月

:: _[J

6 在個 **月** 住 10 の 日(水)に民税は、 かる こと県の 日現在で寄居 税金です

ります。 どに充てられる ります。 られ、地域防災力の空員与や防災備蓄倉庫でれた税は、各自主防※ 火力の向上を図 曽倉庫の整備な

についてお知らせします。からの住民税の特別徴収(天引き質問にお答えするとともに、公め質問にお答えするとともに、公め 引き) ひせの 制年多 度金

は昨年退職

在

WOO A

かな ずの控除にも変化が私は年金暮らしで、 ぜの 民 税が が な収 たいののか でに扶 す

■ 所得税では、平成33年以降の所得から「公的年金等の収入が所得から「公的年金等の収入が所得から「公的年金等の収入が所得から「公的年金等の収入がから、この場合は、住民税申告をり、この場合は、住民税申告をする必要がありますので、必要する必要がありますので、必要する必要がありますので、必要する必要がありますので、必要する必要がありますので、必要する必要がありますので、必要する必要がありますので、必要する必要がありますので、必要する必要がありますので、必要を表表している。

申円400所

さ書すり控な

確認ください の控除の申 原則、税額原則、税額 は が 強が生ます。 ではない保 ではない。

> っに た税す

Q

4 間違いではありません。住民税は1月1日に住民登録がある市ないます。ご質問のようにA市であれば、平成27年度の住民税であれば、平成27年度の住民税をすることになったがます。ご質問のようにA市であれば、平成27年度の住民税の納税通知書が届くことはありません。住民税くことはありません。

た 世民が 税範 の囲 税通 知い 書て がい

 σ

Q

Q

届く場合があります。 課税されます。その 課税されます。その が得に対 なっており、1月1 は住て 翌年度課 納の対 税たし 日税

建居な市 き税た

(10)

届る

ど民い こう税ま 低通知書が であ、現在 での制度と

ですかって住民 ましのでに 税通知で

5 寄居町の住民税は、所得が28万円(給与収入で93万円)を超える円(給与収入で10万の所得が38万円(給与収入で10万の所得が38万円(給与収入で10万の所得が38万円(給与収入で10万の所得税が発生しない方でもり、所得税が発生しない方でおや扶養控除の範囲内で働いておや扶養控除の範囲内で働いており、所得税が発生しない方でもは、所得が28万の所名があります。

のせ 納ん 税通 知れ 書な がの 届に い今 た年 のも

らが税う、通

給書会

が自宅が自宅

引届

きにた民

しの税

てでかれ

Q 6

こ知 6 か はが月ら

23 RUSS. 3 (天司ぎ)制

公的年金からの特別徴収(年金特徴)とは公的年金からの特別徴収(年金特徴)とは公の年金の日本で、住民税の額は変わりません。特別で、住民税の額は変わりません。特別で、住民税の額は変わります。 な付別けすは

または老齢年4月現在で年齢が8月 円民65 金 以税歳

険料の特別徴収と同様)で、 退職年金等を受給している との者齢基礎年金、または 上の名齢基礎年金、または 上の公的年金受給者のう 以上の公的年金受給者のう 以上の公的年金受給者のう する 。 方

※町基準額は平成 26年度の数値を参

考としています。 平成27年度の基 準額については、 決まり次第本誌で 本数間伐率は お知らせします。

別徴収や普通徴収)をお願いしたおりの方法による納付(給与からない方の住民税については、らない方の住民税については、なお、公的年金以外の所得に表をご参照ください。

つない、従来どの対象とない対象とないがある

特別徴収(天引き)

下半期

12月

年税額の6分の1ずつ

下半期(本徴収

12月

年税額から上半期に仮徴収した

額を差し引いた額の3分の1ずつ

町では、手入れの行き届かない森林の増

加を食い止め、健全な森林の造林と林業の

振興を図るため「森林整備補助事業」を実

施しています。適切な森林管理は、地球温 暖化防止や水源涵養等にも大きな効果が期

待されます。ぜひご活用ください。

間伐率

約20%以上

対象となる税額については、内については、内については、内については、内にのなるを表現のである。

ます。 切等割額は給 切等割額です。 切等割額です。

与の

から特

る住民税

O

- する経費 補助対象経費/第三者に森林の下刈りや枝打ち、除間伐などを請け負わせるのに要する経費、または自ら作業 を行った場合の人件費となります。ただし、実際の経費と町で定める基準額を比べて低い方を補助対象経費 とします。補助金交付額は予算の範囲内で補助対象経費の10分の9以内となります。
- 手続き/農林課に備え付けの補助金交付申請書に必要事項を記入し、添付書類(位置図・作業前写真等)と併 せて提出してください。なお、所有する森林の林齢がわからず、補助の対象となるか不明な場合は、農林課 へお問い合わせください。

問い合わせ/農林課(☎581・2121内線403)へ。

平成27年6月号

平成27年6月号